

国民健康 保険税

産前産後期間の保険税が 減額されます！！



減額内容・期間

- 出産される方の国民健康保険税のうち、所得割と均等割が減額されます
- 「出産予定日または出産日が属する月」の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前を起点に6か月間）

対象者

- 国民健康保険に加入している方
- 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した方
※妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です

提出書類

- 申請書（裏面）



- 母子健康手帳



- 本人確認書類



（マイナンバーカード、運転免許証など）



提出先 大郷町役場 税務課 (☎ 022-359-5505)